

資料第 3 号

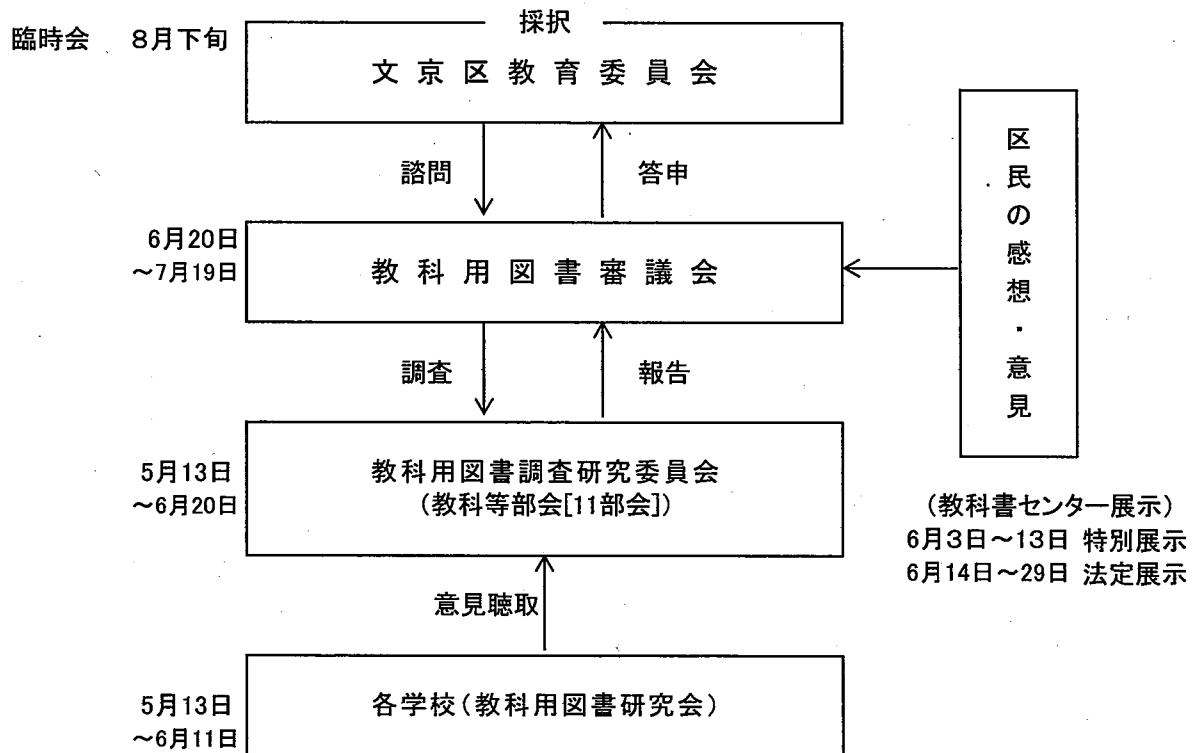
教育推進部教育指導課

令和2年度使用小学校教科用図書採択について

1 教科書採択の概要

- (1) 採択の方針 文京区教育委員会の教育目標実現に向け、教科書採択に関連する法令、通知等に基づき、学習指導要領の各教科・領域の「目標」「内容」を踏まえ、総合的に判断し、公正かつ適正に採択を行う。
- (2) 審議会
- 教科用図書審議会を設置し、教育委員会に審議結果を答申
 - 審議会の組織
 - 学校関係者 4 (校長)、教育委員会関係者 1 (教育指導課長)
 - 区民委員 4 (PTA会長 2、公募委員 2)
- (3) 調査研究委員会
- 教科用図書調査研究委員会を設置し、審議会に調査研究結果を報告
(11教科部会で調査研究)
- (4) 学校研究会
- 各学校に教科書用図書研究会を設置し、調査研究委員会に報告
- (5) 区民意見
- 教科書センター (教育センター内) 及び同分室 (小石川図書館) に見本本を展示し、区民意見を聴取

2 教科書採択の流れ



令和2年度使用小学校教科用図書 種目別発行者一覧

種 目										健			
発行者	国 語			社 会			理 科			健			
	国語	書 写	社会	地 国	算 数	科	生 活	音 楽	図画工作	家 庭	外 国 語	道 德	保 健
東京書籍	2	東京書籍	2	東京書籍	2	東京書籍	2	東京書籍	2	東京書籍	2	東京書籍	2
学校図書	11	教育出版	17	帝國書院	46	大日本図書	4	教育芸術社	27	日本文教出版	9	開隆堂出版	9
教育出版	7	光村図書	38	日本文教出版	116	学校図書	11	学校図書	116	開隆堂出版	9	学校図書	11
光村図書	38	日本文教出版	116	日本文教出版	116	学校図書	11	学校図書	116	学校図書	11	教育出版	17
光村図書	38	光村図書	38	啓林館	61	信濃教育会	26	教育出版	17	教育出版	17	三省堂	38
				啓林館	61	信濃教育会	26	教育出版	17	教育出版	17	光村図書	38
				日本文教出版	116	啓林館	61	光村図書	38	日本文教出版	116	光文書院	208
数	4	5	3	2	6	5	7	2	2	2	7	8	5

* 数字は発行者番号(着色は現行採択発行者)

* 信濃教育会出版(理科・生活)は見本本送付なし

資料 1

文京区立学校教科用図書採択実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、文京区立学校（以下「学校」という。）の教科用図書の採択に当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）等関連する法令、通知等に基づき、公正かつ適正な採択を行うため、文京区立の小学校及び中学校の教科用図書の採択について必要な事項を定めることを目的とする。

(採択の時期)

第2条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条の規程により、当該教科用図書を使用する前年度の8月31日までに行う。

(採択のための組織及び役割)

第3条 教育委員会は、学校において使用する教科用図書を、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。）ごとに1種採択する。

- 2 前項の採択を行うために、教育委員会の下に学校種別に教科用図書審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 3 教育委員会は、教科別に教科用図書を調査研究させるため、審議会の下に教科用図書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）を設置する。
- 4 調査研究委員会は、前項の調査研究に当たって、各学校から意見を聴取する。

(審議の公正確保)

第4条 採択に関する教育委員会、審議会及び調査研究委員会は、採択を公正かつ適正に行うために非公開とする。ただし、教育委員会については、公正かつ適正な審議に支障がないと認められる場合は会議を公開することができる。

- 2 審議会及び調査研究委員会の委員名簿及び採択に関する議事録は、採択終了後公開する。
- 3 採択に係わった委員は、調査研究上知り得た事項を他にもらしてはならない。

(教科用図書審議会の組織及び任期)

第5条 審議会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 学校関係者 4人（校長）
 - (2) 教育委員会関係者 1人（教育指導課長）
 - (3) 区民代表 4人（PTA会長等）
- 区民代表のうち、2人は学校PTA会長より、他の2人は公募により委嘱する。
- 2 委員の任期は、任命又は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。

(教科用図書調査研究委員会の組織及び任期)

第6条 調査研究委員会の組織は次のとおりとする。

(1) 校長又は副校長 10人以内 (各教科等1人)

(2) 校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教諭 45人以内

2 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。

(特別支援学級で使用する教科用図書の採択)

第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。

2 学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条の規定による教科用図書を使用する必要がある場合は、その採択に関する必要な事項は、別に定める。

(簡易採択)

第8条 学習指導要領の改訂に伴う移行措置に使用する教科用図書の採択については、内容に大きな変更がない場合は、第3条にある採択のための組織及び手続きを簡略化することができる。

(所管)

第9条 教科用図書の採択に関する庶務は、文京区教育局教育推進部教育指導課の所管とする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成13年1月9日決定)

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成16年5月11日決定)

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成17年2月7日決定)

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成20年7月8日決定)

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成22年5月13日決定)

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成27年5月1日決定)

資料 2

文京区立学校教科用図書採択実施細目

(目的)

第1条 この細目は、文京区立学校教科用図書採択実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、文京区立小学校及び中学校の教科用図書の採択に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(採択の方針)

第2条 教科用図書の採択に当たっては、文京区の教育目標実現に向け、学習指導要領等関連する法令、通知等に基づき、次の事項に留意して総合的に判断し、公正かつ適正に採択を行う。

(1) 内容

- ア 学習指導要領の各教科・分野の「目標」「内容」を踏まえ、文京区の教育目標を実現できる内容であるか。
- イ 区の児童及び生徒の発達段階に応じた内容であるか。
- ウ 教材及び資料が正確で、分かりやすいものであるか。

(2) 構成上の工夫

- ア 学習指導要領の各教科・分野の特性に応じ、単元（教材）構成、配列及び系統性が適切であるか。
- イ 一貫性をもった記述で、区の児童・生徒に読みやすく、見やすい表現であるか。
(文字、語句、語法、文体、記号、式、図表、挿絵、写真、色の使い方等)
- ウ 全体の構成、分量が適切で、児童・生徒が使いやすく、学習活動がしやすいように便宜が図られているか。

(審議会)

第3条 要綱第3条第2項に規定する教科用図書審議会（以下「審議会」という。）の役割、構成等は、次のとおりとする。

(1) 審議会は、文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）からの諮問を受け、調査研究委員会からの報告をもとに、教科用図書を比較検討の上、審議し、文京区立小学校及び中学校が使用する教科用図書として望ましいものを種目ごとに複数答申する。

(2) 審議会の構成は、次のとおりとする。

- ア 審議会は、委員長1人及び副委員長1人を置く。
- イ 委員長は校長である委員の互選とし、副委員長は教育指導課長とする。
- ウ 委員長は、審議会を統括する。

エ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 委員は、次に掲げる資格要件を満たすこととする。

ア 採択に関する事項について、幅広い視野から調査し、及び審議する識見を有すること。

イ 教科用図書の採択に利害関係がないこと。

(4) 公募委員の選考は、次のとおりとする。

ア 応募資格は、区内に在住する者とする。

イ 選考は、論文及び書類審査（一次）の上、面接（二次）を行う。

(5) 答申期日は、当該年度の7月20日までとする。

（調査研究委員会）

第4条 要綱第3条第3項に規定する教科用図書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）は、教科ごとに設置し、その役割、構成等は、次のとおりとする。

(1) 各調査研究委員会は、審議会の下命を受け、調査研究を行うとともに、各校長からの意見聴取を参考にして、種目ごとに教科用図書の内容や特徴を明確にしてまとめ、審議会に報告する。

(2) 各調査研究委員会の構成は次のとおりとする。

ア 各調査研究委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

イ 委員長は、校長又は副校長を充てるものとする。

(3) 委員は、次に掲げる資格要件を満たすこととする。

ア 教育研究に実績があること。

イ 教科用図書の採択に利害関係がないこと。

(4) 報告期日は、当該年度の6月20日までとする。

（研究会）

第5条 学校からの意見を聴取するために、各学校に教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を設置し、その役割、構成等は次のとおりとする。

(1) 研究会は、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教諭をもって構成する。

(2) 校長は、研究会で教科及び種目ごとに比較研究を行った結果を調査研究委員会の意見聴取に応じて報告する。

（特別支援学級で使用する教科用図書の採択）

第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を採択するに当たって

は、特別支援学級設置校長からの申請により、教育委員会が決定する。

なお、その際、東京都教育委員会から提供される特別支援教育教科書調査研究資料を参考とする。

2 一般図書（特別支援学校・学級用）を採択するに当たっての選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童及び生徒の障害の種類及び程度並びに能力及び特性に適した内容（文字、表現、挿絵及び取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切である。特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は採択しないこと。
- (3) 上学年で使用することとなる教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択することとし、カセットテープ、ジグソーパズル型、切り絵工作型等図書としての体裁をなしていないものは、採択しないこと。
- (5) 毎年文部科学省より示される基準価格を大幅に超えないこと。
- (6) 分冊本は、採択しないこと。

付 則

（施行期日）

1 この細目は、平成16年5月13日から施行する。

付 則

この細目は、決定の日から施行する。（平成21年5月8日決定）

付 則

この細目は、決定の日から施行する。（平成22年5月11日決定）

付 則

この細目は、決定の日から施行する。（平成26年4月22日決定）

付 則

この細目は、決定の日から施行する。（平成27年5月1日決定）

